平成２１年（フ）第４０８号
兵庫県宝塚市山本南３丁目12番１―520号
債務者　久保田和也
1　決定年月日時　平成21年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第７６１号
兵庫県尼崎市西昆陽２丁目19番３―403号、前住所兵庫県尼崎市西昆陽３丁目32番３―104号
債務者　河野　のり
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第８３７号
兵庫県尼崎市尾浜町２丁目19番21号
債務者　札元　孝二
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第８７１号
兵庫県尼崎市潮江２丁目６番24号
債務者　白井　京子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第８８１号
兵庫県尼崎市南武庫之荘２丁目27番26号田辺マンション303号、前住所兵庫県尼崎市常松１丁目３番８号　コナビレッジ854号
債務者　谷口　昌弘
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第８８８号
兵庫県西宮市小松北町１丁目６番11―128号
債務者　長嶋　哲也
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第８９８号
兵庫県尼崎市神崎町21番２号
債務者　田中由利香
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第９３６号
兵庫県西宮市枝川町１番146―503号
債務者　安原　和明（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第９４２号
兵庫県西宮市神原15番55―606号
債務者　清水　育代（旧姓山尾）
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１３４号
兵庫県小野市昭和町458番地の424
債務者　松永ひとみ
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２１年（フ）第１４６１号
広島市南区宇品御幸１丁目９番26―303号
債務者　清水　　渉
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６２９号
広島市中区舟入南１丁目６番35―701号
債務者　宮戸　宣雄
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６３０号
広島市中区舟入南１丁目６番35―701号
債務者　宮戸志げ子
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６５４号
広島市安佐南区緑井４丁目18番12号
債務者　塚本香代子
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６７２号
広島市南区皆実町１丁目19番18―102号
債務者　浜下　照男
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６８２号
広島市安佐南区緑井２丁目27番18―303号
債務者　中村　裕美
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７８６号
広島市中区舟入本町３番16―803号
債務者　浅井佳代子
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８３０号
広島市中区舟入南１丁目６番35―902号ヴィラヴランジュ
債務者　板倉　信夫
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部